

# 高知県ハンセン病療養所入所者ふるさと交流促進事業実施要領

## 第1 目的

長年にわたりハンセン病療養所（以下「療養所」という。）で療養している本県出身者に、墓参りや家族等との面会、高知県内の観光等に要する費用の支援を行うとともに、年1回郷土産品を送付することで、ふるさととのつながりを感じてもらい、入所者の社会参加の促進及び福祉の増進に寄与する。

## 第2 事業の内容

### 1 入所者里帰り事業

#### (1) 対象者

原則として本県出身の療養所入所者（以下「入所者」という。）及びその配偶者とし、介助が必要な場合は、介助のための療養所職員やボランティア等も対象とする。

#### (2) 里帰り区分及び日程

里帰りは、集団里帰り、または個別里帰りのいずれかとし、1名につき年度内に1回、2泊3日を限度とする。

ただし、前年度に里帰り事業を利用しなかった者については3泊4日を限度とする。

#### (3) 集団里帰り

入所者からの要望に基づき、県人会単位で県が行う里帰りをいい、その費用を県が負担する。

#### (4) 個別里帰り

ア 入所者が単独またはグループで行う里帰りをいい、交通費、宿泊費（入湯税・食事代を含む）を県が負担する。

イ 個別里帰りについては、事前に県担当者へ宿泊先、緊急連絡先及び旅行期間を連絡すること。

ウ アの費用を県に請求する時は、「請求書」、別紙1「実績報告書」、別紙2「里帰りに係る経路、交通機関及び料金内訳書」及び領収書を県のハンセン病担当課（以下「県担当課」という。）に提出する。また、領収書が添付できない場合は、別紙3、別紙4の「申立書」を提出する。請求者は本県出身の入所者本人、県人会代表者、療養所園長のいずれかとする。

### 2 親族による療養所訪問事業

#### (1) 対象者

本県出身の入所者の親族（配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）とする。

ただし、親族がすでに他界している場合や、訪問が困難な場合でその親族の配偶者のみが関わりを持っている場合はその者を対象者とする。

#### (2) 対象経費及び利用方法等

ア 本県出身の入所者に面会するため、入所者の親族が療養所を訪問する際にかかった旅費について県の旅費規定に基づき算出した額を県が負担する。

ただし、入所者1名につき年度内1回限りとし訪問者は3名以内とする。

イ 訪問日については、親族から事前に県担当課へ希望日を連絡し、県担当者が入所者本人及び療養所担当者と調整のうえ決定することとする。

ウ 訪問2週間前には、旅行日程を別紙5により県担当課に報告するとともに、旅行終了後は直ちに別紙6の実績報告書及び領収書を県担当課に提出する。

### 3 郷土産品送付事業

対象者は本県出身の入所者とし、年に1回郷土産品を送付することとする。

## 第3 県の役割

1 入所者里帰り事業については、入所者の希望を尊重するとともに、高齢となられた入所者の安全を確保しながら実施する。必要に応じて、療養所への送迎に職員が同行する。

2 親族による療養所訪問事業については、入所者本人の意向や体調面を重視し、実施する。

## 附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

## 附則

この要領は、平成24年5月28日から施行する。

附則

この要領は、令和3年6月28日から施行する。